

床 暖 房 契 約
(床ほっとプラン)

2 0 2 6 年 1 0 月 1 日

直方ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 単位料金の調整	4
9. 名義の変更	4
10. 契約の変更または解消	4
11. 設置確認について	4
12. その他	4
付則 1. 実施の期日	5
(別表) 1. 早収料金の算定方法	6
2. 適用期間料金表	6

1. 目 的

この選択約款は、床暖房の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「床暖房」とは、エネルギー源としてガスを使用する熱源機により、放熱器に温水を供給して床暖房を行うものをいいます。

- (2)「専用住宅」とは、住居の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3)「適用期間」とは、12月使用分から4月使用分（11月検針日の翌日から4月検針日まで）の5か月間をいいます。
- (4)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (6)「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この供給約款においては10%といたします。

4. 適用条件

床暖房を専用住宅で使用する需要で、お客さまがこの約款の適用を希望される場合に適用いたします。なお、本契約における料金の適用期間及び時期に応じた料金表の適用については、7（2）の定めによるものとします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) お客様は、この選択約款を承諾のうえ、所定の申込書を用いて、当社に使用を申し込んでいただきます。
- (3) 最低使用期間は、次の期間といたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② ガス小売供給約款に定める契約(以下「一般契約」といいます。)または他の選択約款に基づく契約からこの約款に基づく契約へ変更した場合、変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (4) 当社は、この約款および他の選択約款に基づく契約を最低使用期間満了前に解約または一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの約款に基づく契約の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約または一般契約への変更が設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

- (5) 当社は、お客さまがこの約款に基づく契約の最低使用期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款に基づく契約への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの契約または他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）に基づく料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社とのこの約款に基づく料金をガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、12月使用分から翌年4月使用分（11月検針日の翌日から4月検針日まで）までの期間については、別表の料金表（料金表の基本料金、基準単位料金又は、8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、5月使用分から11月使用分（4月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間については、一般契約に定める料金の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は、8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して早収料金または遅収料金を算定します。

8. 単位料金の調整

一般契約を適用します。

9. 名義の変更

お客さま、または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま、または当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2 (2) によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合 (4 の適用条件を満たさなくなった場合を含む) には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

11. 設置確認について

- (1) 当社は床暖房が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。 万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの約款に基づく契約を解約いたします。なお、本項の規定により解約した場合における料金の算定については (2) の規定を準用いたします
- (2) 床暖房を取り外すなど、4 に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。この場合、本契約は条件を満たさなくなった日をもって解約されたものとし、違約金等は発生いたしません。ただし、本項の規定により解約された場合の、当該解約日が属する料金算定期間のガス使用量については、その全量に対して一般契約に定める料金を適用して料金を算定いたします。

12. その他

その他の事項については、一般契約を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

本選択約款は、2026年10月1日から実施します。

2. この選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、料金算定期間の末日が2026年10月1日から同月末日に属する料金算期間の早収料金は、2026年9月末日まで適用の旧約款に基づき料金を算定するものいたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準
一般契約を適用します。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- ①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 適用期間料金表

- (1) 適用区分(44.79メガジュール)

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、41立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が41立方メートルを超える場合に適用いたします。

- (2) 料金表A

- ①基本料金(消費税等相当額を含みます。)

1か月及びガスメーター1個につき	962.76円
------------------	---------

- ②基準単位料金(消費税等相当額を含みます。)

1立方メートルにつき	313.72円
------------	---------

- ③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに一般契約23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

(3) 料金表B

①基本料金（消費税等相当額を含みます。）

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 9 5 8. 6 0 円
---------------------	-----------------

②基準単位料金（消費税等相当額を含みます。）

1 立方メートルにつき	1 8 9. 3 4 円
-------------	--------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに一般契約 2 3 の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

(4) 料金表C

①基本料金（消費税等相当額を含みます。）

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 3 7 5. 3 6 円
---------------------	-----------------

②基準単位料金（消費税等相当額を含みます。）

1 立方メートルにつき	1 5 4. 8 0 円
-------------	--------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに一般契約 2 3 の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。